

徳島県教育会館利用申請(減免)について

◎提出書類 (2枚)

- ・徳島県教育会館利用申請書(減免)
- ・徳島県教育会館使用願(減免)

会場料利用(減免)規定

- 1 減免を利用できる団体は、教育研究関係等とする。
- 2 減免を利用できる回数は、1団体につき月1回とする。
- 3 減免を利用できるのは室料のみであり、空調設備や音響及び設備機器等は有料とする。
- 4 利用時間は、午前9時から午後5時まで(時間厳守)とする。利用日は、月曜日から金曜日までとし、そのうちの祝祭日は除く。
- 5 会場設営は利用する団体が行う。

徳島県教育会館利用申請書(減免)

当該(研究会)団体は、教育研究関係等であり、下記の会場料減免に該当いたしますので申請いたします。

利 用 日 平成 年 月 日 ()
利 用 時 間 時 分 ~ 時 分
利 用 会 場 ()
利 用 団 体 名 ()
代 表 者 名 (印)

平成 年 月 日

公益社団法人 徳島県教育会 様

≡ 徳島県教育会館大ホール使用願（減免） ≡

〈使用日時〉	平成 年 月 日 ()	使用時間 (: ~ :)
	平成 年 月 日 ()	使用時間 (: ~ :)
		本番時間 (: ~ :)
〈使用者〉				
〈使用人数〉 () 名				
〈参加者〉				
〈事業〉 非営利目的事業				
〈使用目的〉 ※具体的にお書きください				
〈使用物品〉				
〈希望駐車台数（会館駐車可能台数70～100台）〉				
() 台 / 70～100台 ※予約状況によってはご希望に添えない場合があります。				
<p>上記のとおり申し込みます。</p> <p>ただし、当該研究（団体）は、教育研究関係等です。</p> <p>※大ホール使用料には会場費の他、オペレーターの人件費が必要であることを承知いたします。</p> <p>※使用を中止する場合は、使用予定日の3ヶ月前までに申し出ます。それ以降に中止する場合は、会場費の半額を徳島県教育会へ支払います。</p> <p>※やむをえない事情により、不都合が生じるおそれがあることを承知して申込みをいたします。</p> <p>また、そのことにより、利用者等に損害が生じた場合、管理に重大な過失がないかぎり、その責任を徳島県教育会が負わないことを承認いたします。</p> <p>※駐車に関しては、使用者側が責任を持って対処いたします。</p> <p>※使用時間内に、後始末をして退館いたします。</p> <p>※その他、利用にあたっては、「徳島県教育会館利用規程」に従います。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p>住 所</p> <p>使用者名（団体名）</p> <p>申請者名（代表者） 印</p> <p>担当者・学校名</p> <p>担当者電話番号</p> <p>担当者FAX番号</p>				

◎ ヤマダ電機駐車場を利用する場合は、「駐車場使用許可申請書」（別に様式有り）が必要です。

※ 以下の欄は、当館使用のため書き込まないでください。

公益目的	収益目的	確 認	備 考

徳島県教育会館 〒770-0003 徳島市北田宮1丁目8番68号
 TEL 088-633-1511 FAX 088-631-3152

※弁当・コーヒーのご注文は **ランチ&カフェはる** TEL088-633-1208（教育会館1F）
 ※音響照明担当の業者より連絡が入る場合がありますのでご了承ください。